（２）－１箕輪町環境基本計画（素案）に関するパブリックコメント及び町の考え方、町環境審議会意見等

整理NO	該当ページ	意見要旨	意見内容に対する町の考え方等	審議会意見等
1	37Ｐ	4－1②　環境への積極的な啓発活動		
		ごみ処理施設年間見学者数の表でわざわざ社会的に実施できなかった年の人数を用いる必要はあるのか	ご指摘のとおりです。修正いたします。	資料１－１の修正案で了承
2	全体	「CO２」ではなく「CO_2」に統一してほしい	CO_2に統一します	了承
3	全体	そもそもパブリックコメントの期間は、行政手続法39条の３項により、30日以上と定められています。本パブリックコメントの19日間は短いのではないでしょうか。なお行政手続法40条には「三十日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。」とあります。おそらく何らかの理由はあるのかも知れないとは推察しますが、その理由はどこかに明記してあるのでしょうか。	本計画については、令和４年３月に町環境審議会を開催してパブリックコメントを実施する予定でございましたが、新型コロナウイルスの感染状況により審議会が開催施できず本パブリックコメントについても実施できませんでした。そのため意見提出期間の確保が困難でした。また、本パブリックコメントにつきましては「箕輪町意見公募制度実施要綱」に基づき実施しております。要綱では、意見の提出期間は、「公表の日から起算して１４日以上」としております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。	了承

整理NO	該当ページ	意見要旨	意見内容に対する町の考え方等	審議会意見等
4－1	全体	内容は一般論としては、よくまとめられていると思います。しかし具体的な方策について、いささか弱い印象も受けます。 例えば水源の保全としては、具体的に町行政として何をするのでしょうか。昨今外国人、特に中国人が国内の水源地や農地を買っていると聞きます。箕輪町には水源地の取得に関する許可制等の条例はあるのでしょうか。水質保全だけでなく、環境安全保障も必要と考えます。	水道水源保護条例及び水道水源保護条例施行規則に基づき対応をさせていただいております。水源地の取得に関する許可制等については条例化等はしておりません。該当する事案等が発生した場合は、条例規則等に基づき関係者と協議をして対応させていただきます。	了承
4－2	全体	農地に関して、ある程度小規模の農地取得や貸し出しも審査により緩和して可能とするのは、いかがでしょうか。専業的な農家は難しいが、家庭菜園以上、本格農家未満の耕作をしたいという潜在的需要はあると思われます。かくいう自分もそういう希望がありますが、農地法等に阻まれています。耕作放棄地が荒廃農地にならないよう小規模農地取得や貸出を緩和する。また新型コロナの状況にもよりますが、都会の人に週末菜園として貸し出すのはいかがでしょうか。	兼業農家や小規模農家、また新たに農業を始める方が活動しやすくすることは大変重要です。農地法の規制は、業者が投機目的で農地を買い占めたりすることがないようにする意味合いもありますが、農業の取組み意欲が落ちてしまっては意味がありません。箕輪町では農地取得の下限面積を全国基準の５０アールから引き下げて３０アールとしています。また町内に住む常会加入者が農振農用地以外の農地を取得する際、下限面積を５アールとしています。 ご意見については今後の参考とさせていただきます。	了承